

新・職場における喫煙対策ガイドラインに対応した

# 喫煙対策編



厚生労働省／中央労働災害防止協会・中央快適職場推進センター

職場における喫煙対策については、平成8年に「職場における喫煙対策のためのガイドライン」を策定し、推進してきましたが、平成15年5月1日から施行された健康増進法において、事務所その他多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙防止対策を講じることが努力義務化されました。

また、受動喫煙による健康への悪影響については、流涙、鼻閉、頭痛の諸症状や呼吸抑制、心拍

増加、血管収縮等の生理学的反応等に関する知見等が得られており、より適切な受動喫煙防止対策が必要とされております。

これらを背景として、厚生労働省においては、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、一層の受動喫煙防止対策の充実を図るために旧ガイドラインを見直し、新たに「職場における喫煙対策のためのガイドライン」を策定しました。

新ガイドラインにおいて充実を図った  
主要な事項を中心に事例をご紹介します。



## ○第1ポイント

### 喫煙室の設置

喫煙室



● 喫煙室は部屋の一角をパーティションで仕切り、透明なアクリル板を多用することにより開放感のあるスペースとした。

旧ガイドラインでは、喫煙室又は喫煙コーナーの設置を行うこととされていましたが、新ガイドラインでは喫煙室の設置を推奨しています。

なお、喫煙室の設置が困難な場合には、天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等により非喫煙場所に対する開口面を可能な限り小さくした喫煙コーナーを設置することとしています。

喫煙コーナー



● 喫煙コーナーは、床からパーティションを立ち上げ、天井から透明なアクリル板を吊り下げるによりできる限り開口面を少なくした。

## ●第2ポイント

### 喫煙室の空気を直接屋外に排出する方式

喫煙室等に設置する「有効な喫煙対策機器」として旧ガイドラインでは、たばこの煙を吸引して屋外に排出する方式又はたばこの煙を除去して屋内に排気する方式(空気清浄装置)のいずれかの方式によることとされていましたが、新ガイドラインでは、たばこの煙を直接屋外に排出する方式を推奨しています。

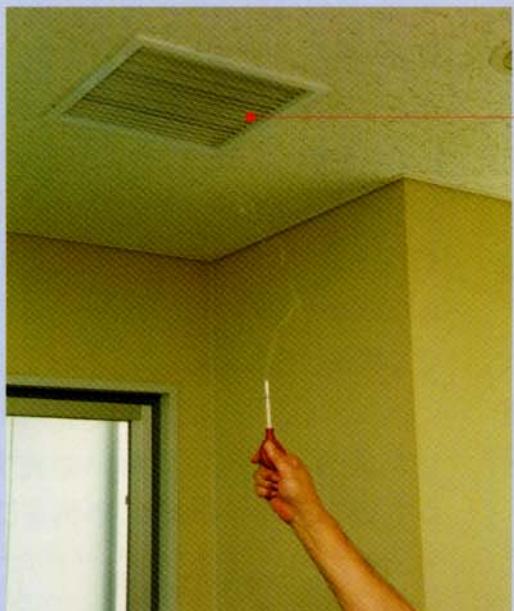
改修前



●空気清浄装置により分煙対策を実施していたところ、タバコの煙や臭いがフロアに漏れていた。

改修後

排気口



外気排出専用ダクト



●天井には排気口、天井裏に送風機を設置し、外気排出専用のダクトに直結することにより排気口から吸引したたばこの煙を屋外に排出するようにした。

換気扇により屋外に排気している喫煙室



●オフィスビルの窓の一部を切り取りアルミ枠を付け、換気扇を設置した。



●換気扇の設置位置は、部屋のレイアウトや窓の位置により工夫した。

## 第3ポイント

### 喫煙室へ向かう気流として0.2m／秒以上の確保



新ガイドラインでは、喫煙室から非喫煙場所へのたばこの煙やにおいの流入を防止するため、その境界において、喫煙室に向かう風速を0.2m／秒以上とする措置を講ずることを追加しています。

● 喫煙室の出入口には空気取り入れ用のガラリのあるドアを設け、喫煙室内に屋外排出方式の喫煙対策を講ずることにより、喫煙室に向かう風速を0.2m／秒確保している。

## 屋外の喫煙コーナー



● 喫煙場所の表示板、防火用バケツを設置した屋外の喫煙コーナー

## その他ポイント

喫煙対策を実効あるものとするために、新ガイドラインでは喫煙行動基準に関する具体的な基準を明示しています。

### 喫煙室利用の基本ルール（例）

- 1 喫煙室のドアを閉めましょう
- 2 換気扇の稼動状況を確認しましょう
- 3 定員を守りましょう
- 4 灰皿、椅子等は持ち込まないようにしましょう
- 5 喫煙対策機器に近づき、機器の吸入口に煙を吐き出しましょう
- 6 たばこを吸い終ったら、火が消えていることを確認して吸殻入れに捨てましょう



● 喫煙室のドアに定員、喫煙位置を表示している。

### 職場における分煙効果判定のための記録用紙（喫煙コーナーの例）

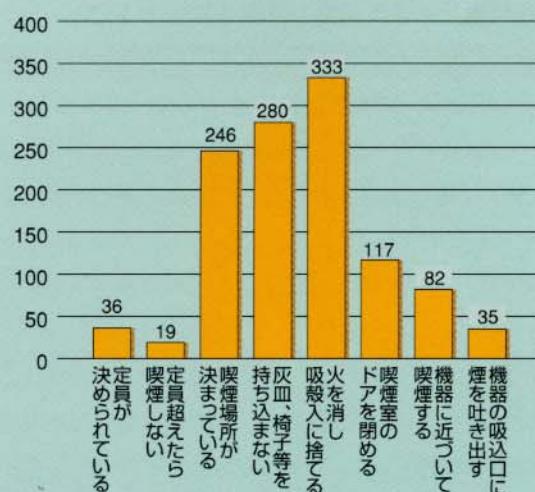
- 1.測定実施者 麻務課 霞ヶ関太郎
- 2.測定の目的（○印）
  - (1) 喫煙対策前の測定
  - (2) 喫煙対策実施後に効果を把握するための測定
  - (3) 喫煙対策の効果を維持管理するための測定
- 3.測定の実施日等

| 実施日       | 喫煙状況                | 測定点の高さ |                              |
|-----------|---------------------|--------|------------------------------|
| 平成15年5月9日 | ・全員に喫煙が集中している。      | 浮遊粉じん  | 120cm                        |
|           |                     | CO     | 120cm                        |
| 測定場所      | ・1日の全喫煙本数は、約35本である。 | 風      | 上 186cm<br>中 100cm<br>下 10cm |
| 5F喫煙コーナー  |                     |        |                              |

### 8.分煙効果の評価項目

| 測定場所            | 測定項目  | 1回目<br>9:00<br>～10:00  | 2回目<br>13:00<br>～14:00   | 3回目<br>16:00<br>～17:00   |
|-----------------|---|--|--|--|
| 喫煙室等と非喫煙室場所との境界 | ・平均浮遊粉じん濃度<br>・CO濃度<br>・非喫煙場所から喫煙室等へ向かう気流の風速<br>・視覚、嗅覚によるたばこの煙の洩れ | 0.01mg/m <sup>3</sup><br>1ppm<br>上:0.3m/s<br>中:0.2m/s<br>下:0.3m/s<br>有・無 | 0.01mg/m <sup>3</sup><br>1ppm<br>上:0.3m/s<br>中:0.2m/s<br>下:0.3m/s<br>有・無 | 0.01mg/m <sup>3</sup><br>1ppm<br>上:0.3m/s<br>中:0.2m/s<br>下:0.3m/s<br>有・無 |
| 喫煙室等            | ・平均浮遊粉じん濃度<br>・CO濃度   | 0.14mg/m <sup>3</sup><br>1ppm  | 0.15mg/m <sup>3</sup><br>2ppm  | 0.14mg/m <sup>3</sup><br>1ppm  |
| 非喫煙場所           | ・平均浮遊粉じん濃度<br>・CO濃度   | 0.01mg/m <sup>3</sup><br>1ppm  | 0.01mg/m <sup>3</sup><br>1ppm  | 0.01mg/m <sup>3</sup><br>1ppm  |

### 喫煙行動基準の内容



● 平成14年度「職場における分煙対策等推進検討委員会」報告書より（アンケート回収数:908事業場）

# 新・職場における喫煙対策のためのガイドライン(抄)

(平成15年5月9日付け基発0509001号厚生労働省労働基準局長通達)

## 基本的考え方

- 1 喫煙対策は、労働衛生管理の一環として職場で組織的に取り組み、全員参加の下に確実に推進すること。
- 2 本ガイドラインは、事業場において関係者が講ずべき原則的な措置を示したものであり、事業者は、本ガイドラインに沿いつつ、事業場の実態に即して職場における喫煙対策に積極的に取り組むことが望ましいこと。
- 3 適切な喫煙対策の方法としては、全面禁煙と空間分煙があり、本ガイドラインは、空間分煙を中心に対策を講ずる場合を想定したものであること。

## 経営首脳者、管理者、労働者の果たすべき役割

経営首脳者、管理者、労働者は、協力して喫煙対策に取り組むとともに、それぞれ次の役割を果たすよう努めること。

- 1 経営首脳者は、喫煙対策の円滑な推進のために率先して行動すること。
- 2 管理者は経営首脳者の基本方針の下に対策の円滑な推進のために積極的に取り組み、喫煙者等が守るべき喫煙行動基準に従っていない者に対して適切な指導を行うこと。
- 3 労働者は自ら喫煙対策を推進することが特に重要なことを認識し、喫煙対策について積極的に意見を述べること。

## 喫煙対策の推進計画

喫煙対策の推進計画は、衛生委員会等で検討し、当面の計画及び中長期的な計画を策定すること。

## 喫煙対策の推進体制

喫煙問題を喫煙者と非喫煙者の個人間の問題として、当事者にその解決を委ねることは、喫煙者と非喫煙者の人間関係の悪化を招くなど、問題の解決を困難にする可能性がある。

そのため、事業者の責任の下に次の措置を講じること。

- 1 衛生委員会等の下に喫煙対策委員会を設置し、喫煙対策を具体的に推進するための合意形成の方法の検討、喫煙対策の具体的な進め方、喫煙行動基準等を検討すること。
- 2 喫煙対策の担当部課やその担当者を定め、喫煙対

策委員会の運営、喫煙対策に関する相談、苦情処理等の喫煙対策全般についての事務を所掌させること。

## 施設・設備の対策

- 1 喫煙室又は喫煙コーナー（以下、「喫煙室等」という。）の設置に当たっては、可能な限り、喫煙室を設置することとし、喫煙室の設置が困難である場合には、喫煙コーナーを設置すること。
- 2 喫煙室等には、たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式である喫煙対策機器を設置すること。

やむを得ない措置として、たばこの煙を除去して屋内に排気する方式である空気清浄装置を設置する場合には、喫煙室等の換気に特段の配慮を行うこと。

## 職場の空気環境

- 1 浮遊粉じんの濃度を $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下及び一酸化炭素の濃度を $10\text{ppm}$ 以下とするように必要な措置を講ずること。
- 2 非喫煙場所と喫煙室等との境界において喫煙室等へ向かう気流の風速を $0.2\text{m}/\text{s}$ 以上とするように必要な措置を講ずること。

なお、職場の空気環境の測定は、喫煙対策実施の効果を把握するために喫煙対策の実施の前後に行う他、その効果を維持管理するために定期的に行うこと。

## 喫煙に関する教育等

受動喫煙による健康への影響、喫煙対策の内容、喫煙行動基準等に関する教育や相談を行うこと。

## 喫煙対策の評価

定期的に喫煙対策の推進状況及び効果の評価を行い、その結果に基づいて必要に応じて喫煙対策の改善を進めること。

## その他の留意事項

- 1 喫煙者と非喫煙者が相互の立場を十分に理解すること。
- 2 妊婦及び呼吸器・循環器等に疾患を持つ労働者については、格別の配慮を行うこと。
- 3 喫煙対策の周知を図るため、禁煙場所の表示、ポスターの掲示等を行うこと。
- 4 喫煙対策の事例等の情報を収集し、関係者に提供すること。